



2012年4月23日 第2012-23号

【発行】J A M

【発行責任者】宮本 礼一

【編集】産業政策グループ

03-3451-2425

E-MAIL : seisaku.seiji@jam-union.jp

中小企業支援最終追い込みへ積極的金融支援を強化！ 平成25年3月末までに3000件目標

中小企業金融円滑化法の期限切れを目前に古川経済財政政策担当大臣、自見金融担当大臣、枝野経済産業大臣が連携強化を確認。

中小企業の経営改善・事業再生の促進を図るため、内閣府・金融庁・中小企業庁が中小企業再生支援協議会・事業再生ファンド（中小企業基盤整備機構等出資）・企業再生支援機構と連携しその具体化を図り取り組みを強化することとなりました。

<具体的な取り組み>

1、金融機関によるコンサルティング機能の一層の発揮

出口戦略ヒアリング 各金融機関に対し、中小企業に対する具体的な支援の方針や取り組み状況について集中的なヒアリングの実施。

監督指針の改正 抜本的な事業再生、業種転換、事業承継等の支援が必要な場合は、判断の先送りをせず、外部機関等の専門的な知見を積極的に活用する。

2、企業再生支援機構及び中小企業再生支援協議会の機能及び連携の強化

(1) 中小企業の事業を支援する仕組みを再構築する。

支援機能を抜本的に強化するための専門人材の拡充。

中小企業再生支援協議会の円滑な連携を図る為、企画・業務統括機能を強化と連携窓口の設置。

実態に合わせて、支援基準の見直し。支援協議会は、事業再生支援の実施が困難な案件を中心に取り組む。

デューデリジェンス等にかかる手数料の負担軽減を図る。

(2) 協議会の機能を抜本的に強化

再生計画の策定支援を迅速化。

(標準期間を2ヶ月に設定。目標件数を24年度3000件に設定)

専門性の高い人材の確保及び人員体制の大幅な拡充を図る。

問題解決の窓口機能の充実と専門家の紹介を行う。

(3) 機構と協議会の連携強化

機構と協議会は、相互に案検討の仲介を行うと共に、相互仲介ルールの策定を行う。

機構と協議会全国本部は、連携して中小企業の経営状況の把握・分析や支援の手法等にかかる指針等の策定を行う。

機構は、協議会案件について、相談・助言機能を提供する。

機構及び全国本部は、協議会や金融機関が必要とする専門性を有する人材を紹介する。

連携会議を設置する。

3、その他の経営改善・事業再生支援の環境整備

(1) 金融機関、事業再生の実務家、法務・会計・税務等の専門家、中小企業関係団体、国、地方公共団体等からなる「中小企業支援ネットワーク」を構築する。

(2) 出資や債権買収の機能を有する事業再生ファンドの設立を促進する。

(3) 資本金借入金を活用した事業再生支援の強化について検討する。

(4) 中小企業の事業再生・業種転換等の支援の実効性を高めるための施策を検討する。

中小企業向け融資を受けた228万件のうち要支援企業6万件が対象の模様。該当、企業が無いかチェック！！

<問い合わせ先>

中小企業庁経営支援部経営支援課

電話:03-3501-1511(内線 5331)

電話:03-3501-1763(直通)

中小企業庁事業環境部金融課

電話:03-3501-1511(内線:5271)

03-3501-2876(直通)